

児童養護施設退所者等の就業支援事業実施要綱

平成22年3月30日付 21 福保子育第2087号

平成24年3月16日付 23 福保子育第2206号

一部改正 平成26年3月17日付 25 福保子育第2619号

1 目的

現下の厳しい雇用情勢の中、様々な課題をもった児童養護施設退所者等にとっては、安定した就職が一層難しい状況となっている。

そこで、施設退所者及び退所予定者（以下「施設退所者等」という。）に対するソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、施設退所者等が働きやすい職場の開拓及び就職後の職場訪問等を行い、退所後の自立支援を図ることを目的とする。

2 対象

東京都が措置等をした、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、小規模住居型児童養育事業所及び児童自立生活援助事業所の退所（予定）者、里親委託措置解除（予定）者並びにそれらの者を支援する保護者、施設職員等であって、本事業による支援を必要とするもの。

3 実施主体

本事業の実施主体は東京都とし、職業紹介等を行い、就業支援のノウハウがあり、4に掲げる事業内容を適切に実施することができると認めた者に委託して実施する。なお、受託者は有料職業紹介事業の許可を得ていること。

4 事業内容

本事業は児童相談所等の関係機関と連携して活動する就業支援チームを設置し、次のことを行うものとする。

- (1) 施設退所者等に対する職場体験事業、ソーシャル・スキル・トレーニング
- (2) 施設退所者等に対する個別の就業相談、指導及び支援
- (3) 施設退所者等に対する個別のニーズに応じた適切な社会資源の仲介
- (4) 施設退所者等に対する職業紹介事業
- (5) 施設退所者等が働きやすい職場の開拓
- (6) 事業主からの相談対応を含む就職後のフォローアップ、職場訪問、現に就業している施設退所者等の就業上の相談、指導及び支援
- (7) 児童養護施設職員等の施設退所者等に対する就業相談・指導スキル向上への支援

5 職員の配置等

- (1) 受託者は、事業を実施するに当たり、児童の自立支援に熱意を有し、次の各号のいずれかに該当する職員をもって充てること。
- ア 職業紹介業務に2年以上従事した者
 - イ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第64号）第56条に定める児童指導員の資格を有する者
 - ウ 児童福祉事業又は社会福祉事業に2年以上従事した者
 - エ 児童の自立支援に対する理解があり、都道府県知事が適当と認めた者
- (2) 職員は、1日6時間以上かつ月20日以上勤務する常勤職員又は前記の時間数等を満たす複数の非常勤職員とする。
- (3) 必要に応じ、事務等を行う補助職員を配置することができる。

6 設備

本事業の実施に当たっては、次の設備を設けるものとする。

- (1) 相談室
- (2) その他事業を実施するために必要な設備

7 事業の実施に当たっての留意事項

- (1) 施設退所者等との信頼関係の構築に努めること。
- (2) 児童相談所等の関係機関との連携を密にし、効果的に支援ができるよう努めること。
- (3) 施設退所者等の意向に配慮すること。
- (4) 施設退所者等が利用しやすい時間帯や曜日等に配慮すること。
- (5) 地域の施設退所者等に対し、支援内容や所在地が明確に把握されるように広報活動を積極的に行うこと。
- (6) 施設退所者等の個人の身上に関する秘密が守られるよう十分配慮すること。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。